

●香川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年5月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 北風戸積浦線（256号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 香川郡直島町字才ノ神3863番 3地先から 香川郡直島町字才ノ神3804番 9地先まで | 10.1～15.8 | 67 | 平成26年香川県告示第254号 で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成28年5月2日